

# 法曹養成制度検討会議 第16回会議 議事録

第1 日 時 平成25年6月26日（水）自 午後2時00分  
至 午後3時30分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 法曹養成制度検討会議取りまとめ
- 3 今後の検討に向けた意見交換
- 4 閉会

第4 出席委員等 佐々木座長，坂本総務副大臣，後藤法務副大臣，山口財務副大臣，文部科学省板東高等教育局長（谷川文部科学副大臣代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，翁委員，鎌田委員，清原委員，久保委員，国分委員，田島委員，田中委員，南雲委員，萩原委員，丸島委員，最高裁判所事務総局小林審議官，最高検察庁林オブザーバー，日本弁護士連合会橋本オブザーバー

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第16回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 本日もよろしくお願いいたします。

本日は、世耕内閣官房副長官、谷川文部科学副大臣、赤羽経済産業副大臣、宮脇委員、山口委員、和田委員が欠席されております。谷川文部科学副大臣の代理として坂東高等教育局長が出席されております。

それでは、資料の説明を事務局からお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしている資料は2点ございます。資料1は法曹養成制度検討会議取りまとめです。資料2は和田委員提出の意見書です。

以上です。

○佐々木座長 それでは、議事に入ります。

まず、私から前回会議において、取りまとめの内容について皆さんから御一任いただきましたので、体裁を整えまして確定版を作成させていただきました。お手元に資料1として配布しておりますが、これを本日付で本会議の取りまとめとさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。なお、細かい点についてはチェックをするということがありますので、その件についても御一任をお願いしたいと思っております。

それでは、この取りまとめにつきましては、私が代表いたしまして法曹養成制度関係閣僚会議に報告をさせていただくということにいたします。皆様の長い時間にわたる御協力、本当にありがとうございました。

それでは、本日の会議では、今後の検討に向けた意見交換を皆様をお願いしたいと思います。今回の取りまとめにおきましては、幾つかの論点において今後の検討に委ねざるを得なかった部分もございます。今後の検討が重要となっております。そこで、まず、前回会議の際に申し上げましたように、今後の政府における検討体制について事務局からの説明をお願いしたいと思います。それでは、事務局、お願いします。

○松並官房付 検討会議取りまとめの第4にお示ししております新たな検討体制につきましては、現在、政府において検討中でございます。具体的には、取りまとめにおいて、所管が複数の省庁等にまたがって有機的に関連していることから、新たな検討体制は各省庁等を統括してリーダーシップをとることができる強力な体制として整備する必要があるとされていることを踏まえ、法務省や文科省を初めとする関係する省庁等の担当者が一堂に会し、各省庁等を統括できる検討チームを設けることを検討しております。

また、同じく取りまとめにおいて、学識経験者や実際に司法権に関わる職務を行う法曹三者等の意見を、必要に応じて求めることができる体制を設けるべきであるとされていることから、チームからの報告を受けて議論し、意見を述べることのできる有識者や法曹三者等により構成される会議体を併せて設けることなどを検討しているところです。更に法曹有資格者の活動領域について検討する有識者の会議体や、分科会を設けることも検討しております。

今後、法曹養成制度関係閣僚会議において、本検討会議の意見等を踏まえつつ、検討が

行われて、8月2日までに一定の結論を出される予定となっており、その検討の中で新たな検討体制についても検討されることとなります。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

具体的な体制については目下検討中ということですが、いずれにいたしましても我々の任期も8月2日までと、こういうことになっておりますので、それまでには成案を得るよう、事務局においては全力を尽くしてもらいたいと思っております。皆さんから既に繰り返し御議論がございましたように、各省庁等を統括してリーダーシップをとることのできる強力な体制をきちんと整備していただきたいということについては、改めてお願いを申し上げたいと思います。

それでは、本日はこの点も含めまして、皆さんから今後の検討に向けての御意見を自由に御発言をいただければという、そういう会合にさせていただきたいと思っております。そういうことで自由に御発言をいただくのでありますけれども、もちろん、おのずから時間には限度がありますが、合理的な範囲で今後の検討に対する要望を率直な形で表明していただき、記録にとどめておいて、今後の検討の際に御活用いただければと思っております。どなたからでも結構でございますので、どうぞ、御発言をいただければと思います。それでは、伊藤委員からどうぞ。

○伊藤委員 私は前回、どうしても外せない用事があったものですから欠席させていただきました。そういうこともありまして、今日は最初にお話をさせていただきます。数点、話させていただきます。

まず、一つは司法制度改革が目指したもので、そして、それを引き継ぐ取りまとめの「はじめに」に書かれたことは、私も全く賛同するところであります。要するに、日本においてはこれからどういう人材を育成していくことが必要かという、正に戦略的、長期的な展望に基づく法曹養成でなければならないというふうに思います。昔であれば恐らく明治なんかは一生懸命、国は世界と戦っていくために軍人を育てたというふうに思いますけれども、今はそんな時代ではありません。国際社会においても通用する法的交渉能力に優れた人材というものをたくさんつくっていかなければ、これからの日本の将来はないだろうというふうに思います。そういう意味で、この基本的な考え方というのは非常に大事にしていかなければいけないというふうに思います。

それから、二つ目は司法試験合格者の数についてです。この取りまとめでは3,000人の旗をおろして、人数は決めませんでしたけれども、もともとは政府が3,000人の合格というのを打ち出して、それによって多くの若者を法科大学院に集めたわけですから、一度は3,000人を本当は実現すべきであったろうというふうに思います。今回、3,000人の目標をひとまず取り下げ、新たな目標を設定しないという、それはやむを得ませんけれども、司法試験に関与される方々には、少なくとも近時の合格者の2,000人合格というのを維持するように努めてもらいたいというふうに私は思います。

それから、三つ目は弁護士の需要の問題ですが、今でも弁護士が多くて困っているのに2,000人合格とは何事だ、大幅に減らせ、500人でいいじゃないかという声があるのも承知しておりますけれども、弁護士を中心とする法曹の数というものは、弁護士が食

っていけるかどうかというようなこととは、極端に言えば、全く関係ない、要するに世の中で弁護士の需要があるかないかによって決まるんじゃないかということです。近時、弁護士の数は増大しましたがけれども、少なくとも私の周りの人たちは弁護士が増えてよかったですと、ありがたいという声はありますけれども、困った、困ったという声は弁護士の関係者を除けないように思います。

私はずっとやってきました刑事の分野でも、裁判員裁判が可能になったのも、あるいは被疑者国選制度というものが発展してきたのも、弁護士の数が大幅に増加したからこそだというふうに思っています。こんなことを言うと叱られるかもしれませんが、私は弁護士の需要はまだ十分あると、その発掘を妨げているのは、食っていけない、食っていけない、最近の若い者はああだ、こうだと言っている弁護士自身じゃないかなというふうに思っています。

それから、四つ目は法科大学院の問題ですけれども、法科大学院は司法試験の合格率が非常に低かったものですから、法曹養成のシステムの中で一番大きな批判を受けてきたわけですけれども、しかし、合格率が低い最大の理由は合格者が3,000人に満たなかった、2,000人どまりだったというところに一番あるのであって、法科大学院の教育が極めて劣悪なものであったというようなふうには私は思いません。法曹養成に特化した法科大学院という制度をつくった以上は、卒業した人の七、八割ぐらいは司法試験に合格するというシステムにすべきだろうと。そういうふうになれば学生たちも非常に落ち着いて勉強できる。今は合格率が極めて低いものですから、学生たちが落ち着いて勉強できない。それが教育のレベルにも反映しているのではないかなというふうに思います。

それから、五つ目は法曹の養成期間が長過ぎるという問題です。確かに3月に卒業して5月に司法試験、9月に合格発表、12月から1年間の修習というふうな、これはいかにも間の抜けた話だというふうに思います。共通到達度確認試験という話がありましたけれども、ああいうものが導入されればやがて短答式は要らなくなるだろうと、更にはいずれは司法試験自体も廃止してもいいだろうというふうになるのではないかと私は期待しております。それでも、一応、全国同じ試験に合格したとは言えるのだろうと思います。もっと大胆に言えば、修習だって法科大学院が司法研修所と協力してやってしまえばいいと、要するに3年間で全部おしまいというようなシステムにすれば、決して法曹養成は長い制度ではないんじゃないかなと。それぐらい大胆な気持ちでやるべきではないかなというふうに思います。

最後に、いろいろ、これまでみんなでオープンな形で議論してきたわけですから、今後もできるだけそういう透明性のある議論を通じて、目先のいろんな問題に捉われ過ぎることがなく、国の将来に資するような形で決着がつくことを期待しております。

以上でございます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

それでは、南雲委員からお願いします。

○南雲委員 ありがとうございます。法曹養成検討会議におけます最終取りまとめと、今後の検討に向けての幾つかの所見を申し上げたいと思います。

まず、1点目は法曹有資格者の活動領域の在り方でございます。活動領域の拡大を図る

ため、新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議や分科会を設けるとしております。今回の取りまとめには記載がなかったわけですが、労働分野についても労働審判制度を取り扱うことができる支部が、小倉、立川に限られているなど、体制が不十分な点もあるため、今後の検討に際しては議論の俎上にのせていただきたい。

2点目は養成過程におけます経済的支援でございます。経済的支援の在り方について、修習専念義務の在り方も含めて具体的な措置が示されましたが、司法修習生が安心して学問に取り組める環境整備に向けて、今後も引き続きフォローする必要があると考えます。また、今回、講じた措置に対しては実施体制を検証し、必要に応じて、適時、見直しを行うことも検討すべきだと思います。

3点目は法科大学院についてであります。地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮について、今後、具体的な検討が行われる際には中長期的な視点で考えた上で、必要な政策的支援を行うべきであります。

終わりに、最終取りまとめの「おわりに」として現在、さまざまな問題が指摘されております法曹養成制度について、危機的な状況を十分に認識すべきとの文言が記載されたことは、それだけ、法曹界が直面している現状が極めて厳しい状況であることのあらわれであります。関係機関が個々の主張をするだけでなく、将来に向かって多数の有為な人材が法曹を志願することのできる法曹養成制度の構築という共通の目標に向かって、新たな検討体制では実効性のある取組を期待いたし、意見といたします。

以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。それでは、後藤法務副大臣。

○後藤法務副大臣 本日は法曹養成制度検討会議の最終回となりましたので、検討会議の事務局を担当しております法務省の副大臣として、一言、申し上げたいというふうに思います。

まずは委員の皆様方におかれましては、16回、大変な回でございましたけれども、本当に熱心に精力的な御議論をいただきまして本当に心から感謝を申し上げます。皆様の御尽力をもちまして、本日、検討会議の取りまとめがなされたわけでありましてけれども、御承知のように今後の検討体制に委ねることになりました課題は、大変に多いというふうに思っております。この取りまとめの「おわりに」の部分にも書いてございますように、現在の我が国における法曹養成制度は、社会が期待するような優秀な人材が法曹に集まりにくくなっているという危機的な状況にあると私は思っております。

今後の検討においては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の枠組みを維持しつつ、制度を改善する最後の機会だと、そういう覚悟を持って個々の問題をばらばらに検討するのではなくて、制度全体の在り方を一体的に見て、整合的な検討を行うことが必要なのではないかというふうに思っております。法務省としましても、このような認識の下で関係各省庁と十分に連携しながら、今後の検討をますます進めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○佐々木座長 どうも、副大臣、ありがとうございます。

では、ほかにどうぞ。では、清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長、清原です。

私は、法律や法曹養成を専門とする者ではありませんけれども、今後の法曹有資格者の活動領域として期待されている基礎自治体の市長の一人として、昨年8月に設置された本検討会議の構成員となり、これまで検討に参加をさせていただいて、本当に光栄に思います。佐々木座長の大変包容力のある進行によりまして、毎回、委員の皆様との熱心な議論によって私も大いに学びましたし、素人ながらの発言をお聞き取りいただきまして、最終的な取りまとめにも反映をしていただきましたことに感謝しております。その議論を踏まえて、本日、法律に定められている期限前に最終的な取りまとめをしていただきました佐々木座長、そして、事務局の皆様、関係各府省の皆様に感謝を申し上げます。そこで、最終的な取りまとめの幾つかのポイントに沿って、今後の検討に向けての期待を申し上げたいと思います。

1点目は、「はじめに」というところに基づいて意見を申し上げます。座長には大変に格調高い「はじめに」を書いていただきました。第1段落の後半に「政府全体として法曹人材の養成と活用の動向を不断に注視し、必要な手段を迅速に講ずる必要がある課題である」と書かれています。私は最終取りまとめの今、法曹養成制度の改革には正にこの「迅速性」が不可欠であり、「適時適切なタイミング」が求められていると再確認しますので、本取りまとめのこのキーワードが今後の検討に生かされることを期待しています。

2点目は、第1の「法曹有資格者の活動領域について」の提言に沿って意見を申し上げます。ここでは今後、「有識者会議及びその下の分野別分科会の設置による検討」が提案されています。自治体の立場といたしましては、5ページ中段に具体的な検討方向として、「複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討」や、「自治体が法曹有資格者を採用しやすくする配慮の検討」、「地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施する」などが例示されています。そうであるならば、是非、このような具体的な例示は深めて実現していただきたいと思います。

加えて、昨年7月の「再犯防止に向けた総合対策」を踏まえて、言葉としては明示されていませんが、「更生保護に関わる弁護士の重要性」が指摘されています。先日、私も今年度、連盟創立50年を迎えている更生保護女性会のメンバーの一人として取組にも参加しているんですが、保護司の皆さんや更生保護女性会の皆さんや、更にはもちろん、更生保護全体に関わる福祉の団体等と、そういう資格者の連携等が触れられておりますので、是非、このあたりも深めていただければと期待します。

3点目、「第3 法曹養成制度の在り方」では、幾つか未来の検討に向けての伏線が書かれています。10ページ、最後に「法学部教育を含めた養成期間の短縮、例えば飛び入学等の積極的な運用も考えられる」とありまして、18ページ、囲みには「受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了または予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるように緩和すべきである」とされ、また、19ページの囲みには、「司法試験の短答式試験の試験科目を憲法、民法、刑法に限定すべきである」とあります。これらの具体的な提言は、法曹を目指しつつも大変時間がかかると、そこでちゅうちょしたり、萎縮したりしている人に、「阻害要因を少しは具体的に除きますよ」というメッセージとして示されています。私としては、このような具体的な提言は、この点について発言をしてきた立場として、

最終取りまとめに書いていただいたことは、正に「変えますよ」というメッセージであり、是非、それを具体化していただければと思います。

4点目、「司法修習時の経済的支援策」については、11ページの囲みにおいて、現在の法律の枠内でも年度内において実現可能な具体的提案ができたことも有意義です。正に迅速な対応が具体的になされておりますので、今後の検討課題というよりも実行体制にしていただければと。

最後に5点目、「第4 今後の法曹養成制度についての検討体制の在り方」及び「おわりに」について申し上げます。先ほど後藤法務副大臣からも、「しっかりとこれから体制をつくって進めていきますよ」と力強いお言葉をいただきました。心から信頼をさせていただきましたと思います。すなわち、「持続可能なプロセスを重視した法曹養成の実現に向けた今後の検討体制」を内閣が設置して、各府省及び法曹三者が一層の連携をとれる体制を考えていただいているということです。取りまとめのところに具体的に「内閣官房」であるとか、そういう言葉はありませんが、私は今、代表して後藤副大臣のお言葉に正に内閣の覚悟というか、そういうのを感じ取らせていただきました。

「おわりに」の部分に、「新たな検討体制においては、この危機的な状況を十分に認識し、速やかに検討を進めるべきである」とあります。しかも「個々の問題のみを検討するのではなく、制度全体の在り方を一体的に見て整合的な検討を行うことを忘れてはならない」とあります。今回、私も加わらせていただいたこの検討会では、随分、幅広い視点から御意見が出されましたし、日弁連の皆様、最高検察庁の皆様、最高裁判所の皆様、それぞれのお立場からの問題提起もかなり出されましたし、私はどれだけ利用者の代表として発言できたか分からないんですが、司法制度を利用する国民、市民の視点を気にかけていただいたと思っております。

そうであるならば、先ほど申し上げました「迅速性」のみならず、「総合性」を持った検討と実行を、いろいろな部分では「2年をめどに」と書いてありますけれども、私の期待はそれより早く是非していただけたら、有為な法曹志願者が前向きなメッセージとして受けとめていただいて、必ずや法曹養成のプロセスであります法科大学院を志願していただけるというふうに思います。今後の検討体制におきましては、私たちが残したのは宿題ではなくて課題の整理だっただけだと思っておりますし、是非、全体が一致して法科大学院の皆様が進めてこられた改革、文部科学省の皆様がそれを推進してきた制度、それが全体として生きますことを心から期待しています。ありがとうございました。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

では、ほかにいかがでございますか。それでは、萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 ありがとうございます。

まず、さまざまな議論が錯綜する中で取りまとめをしていただきました座長を初め、関係者の皆様の御努力に感謝をいたします。しかしながら、一方で率直な感想を言わせていただければ、フォーラムでの検討を含めると2年を超える期間、さまざまな議論を重ねてきたにも関わらず、この人口問題あるいは法科大学院の在り方、予備試験を含めた試験制度の内容等、主要な論点の多くが先送りとなっているわけでありまして。このことは事情、理由はあるにしても、また、検討会議の委員の一人として力不足を反省することもありま

すけれども、極めて残念であります。

法科大学院の志願者の減少など、法曹養成をめぐる環境は年を追って悪化しているように思われます。パブリックコメントの内容も、それから、自民党、公明党の提言も読ませていただきましたけれども、事態の打開に向けてかなり厳しい意見が多いように感じました。しかし、現実には今回の取りまとめの内容を含めて、この対策といいますか、改革といいますか、そのスピードが悪化する実態に追いついていないのではないのかという感想を持ちます。したがって、新しい検討体制の下では、スピードを上げてアクションに結びつく結論を早く出してほしいというふうに思います。検討に時間がかかればかかるほど、法曹養成制度そのものに対する信頼の回復にもっと時間がかかってしまうということを恐れております。

最後になりましたけれども、新しい検討体制の中で有識者の会議が法曹三者等とありますけれども、是非、ユーザーである産業界あるいは経済界の代表も中に入れてほしいということが1点であります。それから、いま一つは最後のところにございますけれど、一体として全体を見ながら整合性のある検討をしていただくということがうたい込まれておりますけれども、是非、そのような形で、この2年ぐらいをめどに方針を決定する、あるいは調査、検討を進めるというような感じですが、そのことにこだわらず、1年でも早く結論を出していただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

では、ほかにいかがでございましょうか。どうぞ、御遠慮なくひとつ、では、久保委員、恐縮です、どうぞ。

○久保委員 フォーラムを含めまして2年間、審議に参加させていただいてありがとうございました。なかなか、一筋縄ではいかない課題がたくさんありまして、検討会の内外で議論が百出した中で、最終的な取りまとめをまとめていただいた佐々木座長と事務局にまずその御努力に対して、敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

10年前の司法制度改革というのは、大きな時代の変化の中で避けて通れない、いわば必然の道だったと思っております。ただ、その後は皆さん御承知のように、当初の想定とは違って「法曹養成制度全体が悪循環に陥りつつある」というふうに指摘されるまでになってしまいました。原因についてはいろいろあるのしょうけれども、当初の制度設計に問題があった等の意見もあります。いずれにしろ、当検討会に期待された役割は、こうした負のスパイラルを断ち切って、「質、量ともに豊かな法曹を養成する」という当初の目的に向けて、反転攻勢の何か手がかりといいますか、足がかりを探ることだったのではないかと思います。

しかし、それは正に言うはやすくで、例えば中心課題であった法科大学院の改革にしましても、使用する物差しによって結論とか方向性ががらりと変わってしまうというふうな種類のものであります。私などは考えれば考えるほど、迷路に迷い込むような思いがしておりました。新聞では改革先送りなどと批判されておりますけれども、多くの課題が新たな検討会に委ねられたというのは仕方のない、やむを得ないことではなからうかと思っております。あとは座長が取りまとめの「はじめに」と「おわりに」の中でお書きになった



ように、司法機能とか法曹人材の問題が、国の形に関わる本質的な問題であるという共通認識の下で、新たな検討体制が先ほどから皆さんが強調されていますように、法曹養成制度全体の在り方として一体的にあるいは整合的な検討を早急に行い、改革の実効性が上がるように期待し、願っているということでございます。

以上です。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

どうぞ、岡田さん、どうですか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○岡田委員 私は、消費者紛争という立場から法曹、司法を利用するというところで、それこそ、狭い世界の中での発言をさせていただいたのですが、今までいろんな委員会に関わっていて、こんなに苦しい委員会はなかったなというふうに思っています。

というのは、自分の発言にこれから法曹を目指そうとする若者の一生がかかってくるというのを考えますと、本当に自分ではこう言いたいけれども、そこの部分を言っているのだろうか、どうだろうかと悩んだり、また、弁護士会の意見を聞いたり、文科省の意見を聞いたり、財務省の意見を聞いたり、最高裁の意見を聞いたりすると、ますます、自分自身が揺れ動いていくという感じで、本当にくたくたになった感じです。そういう私がどの程度、今回のこの検討会議でお役に立ったか分からないのですけれども、先ほど来から出ておりますように、「はじめに」と「おわりに」のところで全体として取り組もうということが書かれたということは画期的だったというか、これで現状では最大限ではなかったのかというふうに思っています。

つきましては、今後、新たにできる検討体制ですか、それに関していろいろ重い問題ばかりを託した形になりましたが、是非とも真剣に取り組んでいただきたいし、先ほど来、出ていますように2年の期限は私も長過ぎるような気がして、今現在勉強している学生がいることを考えますとできるだけ早くやっていただきたいというのが一つと、もう一つは自民党と公明党の提言、この二つの党に、最後まで責任を持って実行力を挙げていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

どうぞ、国分さん。

○国分委員 感想のようなものなのでございますが、私は全くの門外漢でこちらの委員になって、相当、勉強させていただきました。その点ではありがたい1年間であったと感謝しております。

さて、私はいわゆる西洋でいうプロフェッションの三つの中の二つ、医師、それから、法曹関係者ということですから、医学教育との対比で発言させていただきました。本検討会議の第3回に資料を提出させていただきました。その資料は1910年、明治43年でございますが、カーネギー財団が出したフレックスナーレポートについてでございます。このフレックスナーレポートによって、米国、カナダで医学教育の大改革が進められ、医学校、医学生が50%超、減少いたしました。そのことがアメリカの近代医学の再出発が始まったというふうに歴史的に評価されております。そのようなドラスチックな改革というものをこの本会議が求めているんだというふうに私は理解して、参加していたのでござ

います。

医学教育の長さには比べますと、システムとして始まった法曹養成というのはまだ10年にしかならないのであります。したがって、医学教育の長さからすれば10年だと、この10年の間に犠牲者ぐらい出たっていいじゃないかと、氣長にやろうじゃないかという考え方が頭にあります。他方、改革を急ぎ、世界に置いていかれないようにしなければいかん、特にグローバルに求められているものが相当にあるわけですので、この面でゆったりとしていられないんだと、喫緊の課題であると、こういうふう考えたときに、本検討会議の組織というものを見たとき、私は日本の限界を感じるのでございます。

なぜかといいますと、事務局が省、今回は法務省ですが、法務省にあつて、そして、関係省庁の調整をするような形になるおかげです。おのずとその結論は今回、取りまとめという形になった。こういうものになっていくのです。これは非常にナチュラルなことなんです。御苦労された座長、よく分かります。もっと違う考えをお持ちだったはずなんでございますが、こういったところがこの会議の性質ではないかと、このように私は考えるのでございます。したがって、調整に終わる、あるいは先送りになる。これはある意味で必然、日本の一つのスタイルなんです。この1年間、私は法曹三者、加えて、事に法科大学院から改革の具体的なビジョンが提出されるということを期待しておりましたが、残念ながら、それはありませんでした。それだけゆったりしております。

今後の体制につきましてですが、日本の特徴ですから、事務局を内閣府に置く、カーネギーのような第三者の財団に委ねるということができないのであれば、内閣府に置くにして、そのほかの面でいかにして第三者的な検討をしていくか。そのためには委員を利害関係者をできるだけ少なくするというに努めるべきだと私は思います。最終的には政治が決めるのです。むしろ、結論について余り調整の形で終わらないようにしたほうがいいのではないかと。政治に委ねて決めていただいたほうがいいのではないかとこのように思うのであります。

特に前回の自民党から出されたものを見ますと、この検討会議よりも何か大胆なことをおっしゃっている。これは私は政治の力というものをを感じるんです。どうしても関係省庁の話し合いでいきますと大胆なものを出しにくいわけですから、その意味では、最終的には政治が決めるんだというふうに関き直って、夢も語り、現実、窮状の打開策も述べるような格好で、進めていただければよろしいんじゃないかなというふうに思うのであります。是非、法科大学院の中で上位校を例えば外国語大学のような法科大学のクラスがあると。これは特化して、そして、グローバルに戦う人材を養成するなんていうアイデアを出したらいかがでしょうか。こんなところを私は今後、進めていただければというふうに思います。言い過ぎたことをお詫びを申し上げます。

○佐々木座長 どうぞ、ほかに。それでは、まだ御発言されていない人にはどんどんいきますので、田中さん、どうぞ。

○田中委員 これまでにいろいろと個人的な意見は述べてまいりました。今、この段階で述べる意見としましては、まず、「はじめに」と「おわりに」というこれらの部分については、私もその基本的な考え方、思想を共有しております。今の世界の情勢あるいは日本国のありよう、日本社会の状況、そういうものを見てみますと、ある意味、非常に混沌としたと

ころがありますし、一つの価値観を持ってこうすべきだというようなことを言って、それを貫徹させることができるかといった、そういう状況ではないと思います。いろいろな意見がありますので、誰もがといいますか、全員とはいきませんが、そういう中でバランスのとれたそれなりに納得できるような方向で着実に施策を進めていくと、こういうところが求められているのだらうと思います。

特に一国の教育制度というものは、恐らくそう短兵急に、猫の目のようにくるくると変えていいものではない、それが定着するまでには非常に長い期間を必要とする、そういう性質を持ったものであり、全ての人々に辛抱強さを求める制度であろうというふうに思います。なぜならば、そこには、現に教育を受ける人々、教育をする人々、その他、いろいろな人がその中に関わっており、そういう人たちが、長い伝統でありますとか、いろいろな良き慣習を踏まえた時間軸の中にあって、多様な成果を求めて学び、教え、また、互いに成長していくという非常に広い教育空間が存在いたします。正に、大局を見て考えなければならぬ、そういう道筋のものであろうかと思えます。

さて、そのような制度そのものについて考える場合に、今の状況というのはある意味では非常に宙ぶらりんな状況、宙ぶらりんな要素が非常に混在している状況であろうと思います。そういうペンディングな状況の中で、我々はどのような選択肢を求めていったらいいのか。非常に難しい局面にあらうかと思えます。そういったときに、えいやっということて一定の結論を決め打ちするということはなかなかできないわけございまして、この点は歴史が教えておりますとおりで、ペンディングな状況があつていろいろと迷い、なかなか、ここは打開できないなという状況があつたときに、誰かが一定の強烈なパワーを持ってえいやっやりますと、その次には大変な悲劇が待ち受けているというのが、我が国の歴史の上でも証明されているところございまして。そういう意味で、こういった状況の中では、我々も歯がゆいところはいろいろあるんですけども、辛抱強く耐える力をみんなが持った上で、慎重でかつ冷静な議論をしていくことが今後とも必要であらうかというふうに思います。

一例として、法科大学院についていえば、プロセスとしての法曹養成教育の中で、これまでに、毀誉褒貶はあつたところございましてけれど、そういう中で、幸い、今回の会議を通じまして文科省等からかなり大胆な改革案、改善施策等も示されたところでもありますし、また、いろいろな意味で法科大学院を始め、法曹養成過程に関わる機関が新しい施策を提示したと、こういう中で一定の成果が得られたところであらうかと思えます。また、この会議での豊富な議論の中で、社会の中における法曹の現在というものがある程度動いてきているように思われますし、実際にも数多くの法曹が生まれて、特に若い法曹が全国津々浦々、過疎地でありますとか、いろんな領域で現に縁の下の力持ちとして大変に頑張っておられる、そういう状況が生まれていることも確かであります。これらはいずれも司法制度改革から発せられたこれまでの成果の一つであらうというふうに受け止めております。

そういった中で、これまでに議論したテーマについて、次の段階として更に検討が進められるということでもあります。先ほど来、今回の会議によって課題が整理されたというお話がありましたけれども、結論の得られた施策を速やかに実施することは当然のこととし

て、適時に課題の実施に向けた具体的なロードマップを作っていただくことが重要ではないかと思っております。新たな検討体制の下においても、その過程において実施に向けた段取りを早急に進めていける検討課題もあろうかと思えますし、また、大きな問題については、取りまとめで明示された2年以内にきちんと結論を出して、そこで、しっかりとした道筋を示せば、それは教育制度を含む国の制度の在り方としては、決して何か生ぬるいとか、長過ぎるとかいった問題ではないのではないか、という感想を持っております。

以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

では、田島委員、どうぞ。

○田島委員 それでは、感想をお話しさせていただきたいと思えます。今回、この検討会議に参加させていただいて、実は私のところにいろいろな御意見なり、お知恵をいただいた皆さんたちというのは、大学院の関係もそうですけれども、ほとんどが下位のところで苦しんでおられる、それから、学生もまたそうです。それから、一番多かったのは三振と言われて非常に辛い思いをして、自分が自殺するしかないなんていう深刻な相談も実は私のところにいただきました。そういう、どちらかというこの制度をつくって、うまくいっている人たちで、その中で非常に苦しんでいる人たちが私にいろんな形でお知恵をいただきましたので、そんな人達の代弁という形でいろんなことを発言させていただきました。

そこからいうと、もうちょっと頑張らないといけないなと思えます。10年前に期待されてつくられたものが、どうしてこういう具合に大きな問題が出てきたのか、ここをもっときちっと反省したり、あるいは突っ込んで分析して、その上に立ってどうするかという議論を本当はしなければいけなかったんだと思うんです。私なんかは全く素人です。何が何か分かんないうちに半分以上、過ぎてしまったというところもありました。法曹有資格者の活動領域の在り方のところがきちっと最初から10年前に出されたときに、もし責任を持ってやっているところがあったとするなら、今の状況と相当変わってきていたのではないかと思います。

もう一つは法科大学院をつくられたときに、司法試験の受験資格を与えるというだけではなくて、法務博士の、学位なのか、称号なのか、与えるということをつくられたんだと思えます。そこが卒業した人のところでは、一つの誇りになるというようなものに組み立てていただければ、また、違ってたんじゃないか。

私のところも今、三振組という職員を採用いたしました。ところが、普通の大学を出てきた人に比べると圧倒的に力が違います。非常に優秀です。ただ、司法試験を受けるには下手な人だったかもしれない。研究とか、そういうのに非常に途中から熱心になっていた人で、職員で採用してみて、非常に優秀な人たちがいますけれども、一つだけ問題なのは劣等感を持っていて、司法試験の時期になると頭が痛くなるとか、非常に傷ついたものを引きずっていつている人たちです。そんな人たちが今、既に5,000人を超えるというような状況にいる。この仕組みをつくられた人たちは、相当、責任を持って、そこに対する対策も考えなければいけない。清原市長から、一番最初の頃から何度もおっしゃっていただきましたけれども、このことを一体どうするんですかというのは、次の検討でもし

っかりやっていたいただければありがたいと思います。

それから、非常にばらつきが出てきた一番大きな原因は多機関にわたる、縦割り行政です。縦割り行政の最たるものが法曹養成のところに出てきているのではないかと思います。ですから、それぞれの役所のそれぞれの担当の方は、あなたが担当ですよというところは本当に誠実に、真面目に一生懸命やられたんだと思います。ただ、そこがでこぼこがすごく出てきた。そこを調整する力が非常に弱かったんだと思います。そのためにある面では、例えば文科省あたりのところでも一生懸命やられて、よりたくさんのよりいい大学院をつくろうという努力をされた結果が73校か、74校がなった。それで、べらぼうな数の人になったということなんだと思います。

しかし、これが完全に失敗だった。受験生がぐくっと減っている。これは失敗だったということだと思います。ところがそういうものを一つ一つ、一生懸命やったことがかえってあだになっていると思います。ですから、今後は是非検討していただくことは指揮官をきちっと持つ、全体の責任者をまずしっかり任命する、その人が法曹養成については全責任を持ちます。

役所の皆さんたちがぐるぐる、いろいろ、代わってやっていただくのはこれはだめですよ。例えば事務局長みたいな人たちが10年やりますというのだったらいいですよ。しかし、1年とか2年とかでくるくる代わるような人たちが何か責任を持つような、実質的な責任をです、それから、政治家のところでも多分、哀れなもので、1年もたないような大臣がぞろぞろ出てくるような時代ですから、そういうところでもできない。指揮官をしっかり選ぶということをまずしないと、皆が一生懸命、努力をして改善しようとしても、実際は効果が上がらないのではないかと思います。

最後にもう一つ、先日、自民党と公明党の議員さんたちの検討の報告書を読ませていただいて、本当に久しぶりに、さすがは国会議員だとびっくりするようなものをいただきました。しかし、あそこに民主党のが出ていないですね。少なくともこの間まで、この会議で民主党の人たちが一生懸命、いろいろ、おっしゃっていたんです。

民主党もきちっと国会議員さんの検討したものを出すべきだと思います。この席で言っているのかどうか分かりませんが、私もこの委員になってすごく腹が立っているのはそういうことです。政権が代わったら出さないんですかということ。政治家はそうやって無責任になってはいかんと思います。委員の皆さんは本当に一生懸命頑張って、いろんなことを提言をしましたけれども、最後は政治家が責任を持って進めていただくことだと思います。期待しますのは政治家の皆さんたちの良心と、それから、国民に対する熱い思いというのをきちっと政策として出していただきたいということです。どうぞ、よろしく願いいたします。

○佐々木座長 それでは、まだ、御発言になっていない方。それでは、翁委員、どうぞ。

○翁委員 取りまとめに関しましては、佐々木座長、事務局の方々、大変御尽力いただきましたありがとうございます。私は前回、出られなかったので紙を出させていただいたんですが、その内容が「おわりに」というところにほぼ盛り込まれておりますので、改めてもう一回、強調していただきたいところは皆様とほとんど同じでございますけれど、申し述べたいと思います。

「おわりに」の5行目にありますように、危機的な状況を十分に認識し、速やかに検討を進めるべきだというのが第1点でございます。法曹になろうかどうかと考えておられる今の高校生や大学生、それから、大学院生も含めて、こういった不確実な状況が続いているということは、それ自体が非常に問題であるというふうに思います。できるだけ早く道筋が見えるということが不確実性を減らして、自分のキャリアについての予見可能性が大きくなっていくということでございますので、そういった点からも急いで検討する、結論が出たものから実現していくということが大事だと思いますし、あと、グローバルにも非常に競争が激化しておりますので、そういう点からも拙速はいけませんけれども、速やかに検討していくということが、非常に重要だろうという点が1点目でございます。

それから、もう一つは後ろのほうから4行目のところですが、制度全体の在り方を一体的に見て、統合的な検討を行うという点でございます。法科大学院の在り方というのは、学部教育、それから、司法試験、司法修習、全てに関連してくることだと思っております。今回は書き切れませんでしたけれども、理想として掲げる目標を現実的なものにしていくという意味で、法科大学院の合格率を高くして、できるだけ確実に法曹の道が開けるものにしていく目標、あと、大学院間のばらつきを極力小さくしていく目標、そして、全体としての法曹養成の教育の質を高めていくといった目標を目指して、法科大学院の改革を是非行っていただきたいというふうに思います。もちろん、今、うまくいっている法科大学院もございませぬけれども、そういった意味で、全体の法科大学院の改革を進めていただきますと、司法試験とか司法修習の在り方というのは、自然に見えてくるのではないかとこのように思っております。

アカデミックキャリアとか、自分のキャリアパスを考えた場合には、一人一人がどういふふうに行動するかということ考えた現実的な検討も、非常に重要だと思っております。法曹になるためのキャリアのコストを低くし、不確実性を低くしていくことがやはり必要です。一方で、それに見合う教育の質があれば、十分、そういった道を目指す人はたくさん出てくると思っておりますので、そういったバランスをうまくとった改革をお願いしたいなというふうに思います。

○佐々木座長 どうもありがとうございます。

それでは、鎌田委員からどうぞ、御発言ください。

○鎌田委員 もう要点は全て各委員が御指摘になりましたので、若干の感想だけ述べさせていただきますと思いますが、思い起こせばということですが、法科大学院制度を含む司法制度改革が議論されていた頃書いたものの中で、優れた法律実務家を大量に養成しようとしているのか、いわゆる法曹、それも従来型の法曹のイメージの中での法曹の数を増やそうとしているのか、そのところが人によって考え方が一致していない、何を目指そうとしているかについて、もうちょっと議論を深める必要があるというようなことを書いた覚えがあります。それが実際に動き出してから同じような印象を持っておりましたし、この検討会議の前のフォーラムにおきましても法曹のイメージといいますか、コンセプトについて委員の間での一致を図らないと、議論が落ち着くところへ落ち着かないというふうなことを何回か申し上げたような記憶があります。

といいますのも、きれいに二分法ではないんですけれども、どちらかといえば、司法制

度改革審議会において3,000人目標というのを立てたときには、従来の法曹のイメージを超えた、もっと幅広い法律実務家の優れた法律実務家に対するニーズはどんどん大きくなっていくんで、そういう人たちを養成しよう、それを新しい法曹のイメージとして提言したんだと思うんですけども、それが実際の運用の中ではそこまで広がらない、今はむしろ逆にこの会議の中では、そうではなくて旧来型の法曹のほうへ少しずつ戻すような動きがあるような印象を私は持っています。

改めて言うまでもないことではありますし、前回は申し上げましたけれども、いわゆる骨太の方針というようなものや新しい成長戦略が出された中で、一層の規制緩和が提言されている。そうすると、現状に照らしてみても、いじめのような問題もありますけれども、同時に年金であったり、生活保護であったり、あるいは非正規雇用の問題であったり、そういうふうなところで法的救済が必要でありながら、救済を受けられない人の数というのはますます増えていくかもしれない。

これを何によって、これから救済していこうかというふうなことが問題になるでありますし、それから、新しいビジネスをつくっていくとき、今日は金融関係を中心にして間違いなく法的な仕組みをいかに活用するかによって新しいビジネスをつくっていくわけですし、そうでなくても情報化、ソフト化が進んでいけばいくほど、新しいタイプの産業には法的な側面のもつウエートが大きくなっていくわけでありまして。それから、国際関係でも、TPPなんかもそうだと思いますけれども、リーガルな面での交渉事というのはもっともっとシビアになっていく。こういう社会をつくろうという骨太の方針や成長戦略の中に、それを支えていく分厚い法律実務家集団の養成が必要だというふうな趣旨の文言が一言も入っていない。法律家集団はそういうものに対する働きかけをしなければいけないような意識というのを本当に持っていないのだろうかというふうに思っているところです。

そういう意味での法律実務家集団というのは、これまでも企業の法務部要員は、別に弁護士資格を持たずに頑張ってきてやってきましたし、それから、生活保護その他では弁護士さんが引き受けてくれないような事案は司法書士さんがやったり、場合によっては社会保険労務士であったり、権限の問題があるのかもしれませんが、行政書士その他の人たちがやってくるわけでありましてけれども、そういった法律実務家集団をどうやってより高い質を保ちながら、大量に育てていこうかというふうな、こういう展望を語る中で司法試験なり、法科大学院なり、あるいは弁護士という職分がどういう役割を果たしていくのかというのをもう一度、見直していかないと、大きな将来展望を持った議論にならない。個別のそれぞれは非常に重要ですけども、受験回数が3回か、5回かという、こういうのは喫緊に解決しなければいけない個別具体的な課題ですけども、そういうものだけを一つ一つ潰していくことから、なかなか、明るい将来の法律家像というのは出てこない。

それが法科大学院のみならず、法学部へ進もうとする人たちを激減させているのだとしたら、次のフォーラムでは、是非、これからの社会において法律家といいますか、法律実務家がどんな役割を果たすべきであって、そこに向かってどういうプロセスで、そうした人たちを育てていくのかというふうな大きな話を是非していただきたいなと期待をいたしております。

○佐々木座長 どうもありがとうございます。

それでは、丸島さん、どうでしょうか。それから、井上さんをお願いします。

○丸島委員 皆さんの感想と多くのところで共通するものがありますが、先ほど国分委員が言われましたとおり、司法制度あるいは法曹制度をめぐるおよそ20年に及ぶ様々な議論の過程においては、関係者だけが中心となることなく、利用者あるいは有識者の方々の意見を伺いながら一連の制度改革を進めようとしてきたこの十数年間の大きな流れがあったと思います。それが、2001年の大規模な司法制度改革に関する意見書となり、我が国の社会の在り方に関わる大きな改革を推進する力ともなったのだらうと思います。

そういう中で、私自身は、法曹の一翼にある者として、この会議にどういう立場で臨むのかということは、いつもこのような経過を振り返りながら考えさせられておりました。この間の我が国における司法の役割拡大と機能強化という大きな命題の中で、それを担うべき法曹の養成をどのようにすべきかということは、私たち法曹関係者にとっても重要な課題であります。なによりも我が国社会の全体の在り方からみて極めて重要な課題であります。私たち委員の立場は、単にその出身母体の意見を代弁するというのではなくて、高い理念を掲げつつ、そこに起きている現場の問題状況や意見を踏まえながら、その理念をどのように具体化し実現できるのか、現場に起きている問題と格闘する中でどのようにして目の前の一步を進めるかという観点から考え、発言をすることが求められてきたのだと思います。

その上で、この検討会議の後の後継体制の問題についてまず申し上げます。一つは、この検討会議の中で結論あるいは方向性が出ているテーマと、今後も引き続き検討をして方向性を出さなければならないテーマとの二種類のものがあります。前者については、皆さんがおっしゃるとおり、できるだけスピーディに具体化し措置していくということが当面一番大事だらうと思います。それから、もう一つの引き続き検討すべき課題についてです。今後の課題が、検討会議の取りまとめに基づく立法措置と制度化だけであるならば、新たな検討体制は実務者による事務局主導の体制でよいのか分かりませんが、引き続き大きな論点を含む検討課題がある以上は、新たな検討体制においても有識者あるいは法曹三者を含めて、現場のヒアリングも十分にやっていただいて、できるだけ現状に対する共通認識をもち、あるべき理念に対する認識を共有しながら、検討を進めていくという運営が必要だらうと思います。

その意味では、スピード感をもって対処するとともに、今後に残された課題についてはきっちりとした検討が必要であります。その検討に当たっては、当面どうするのかという問題と、その先の将来はどうしていくのかという問題が混在されて議論されている感がありますので、これらについては、相互に関連づけながらも時間軸を分けて議論し検討する必要があります。当面の課題としては、志願者減少にあらわれる法曹養成過程の諸問題について、ともかく現状の安定化を図るということに対して最善の力を尽くすべきだらうというふうに思います。先日、自民党の提言あるいは公明党の提言が出されました。10数年前、司法制度改革を牽引された両党であります。いずれも、基本理念を尊重しながら、現状の問題に対して早急に安定化のための手を打てと、そういうメッセージであらうと思います。そういう観点に立って、幾つかポイントとなる点を具体化していく必要



があると思います。

活動領域の問題については、何度も申し上げておりますとおり、現場の若い弁護士、若手だけではないですが、多くの方が第一線の現場の様々な分野で様々な試みをしてきています。さまざまな努力がされているけれども、それぞれに、法律家の関与を阻む壁も少なくありません。その一々を細かくは申しませんが、そうした壁を取り除きながら、今日の時代状況の中で、国際的な分野から人々の日常の暮らしのセーフティネットに関わる分野にわたり、法曹が本当に役立つことが求められている分野への活動を推進するための具体的促進策、具体的措置をとるということを次の検討会では是非中心的にやっていただきたいと思います。従来から単なる意見交換会だけに終わらせてはならないという委員の皆さんの意見がありましたが、その趣旨は、そのようなところにあったのだらうと思います。

このような活動領域問題を初めとして、多くの課題が省庁横断的な課題となっており、そこでは、省庁間のすり合わせだけで終わるべきことではなくて、内閣の下に責任を持って全体を総合的に進めるということが必要であります。先ほど政治家の決断というお話がありましたが、政府においてもよい方向性での決断をお願いしたいと思います。現実生じている事態を基本理念に沿ってどのように前進させるかという観点が必要ですし、現実の困難が大変であるがゆえに何もかも捨て去って元へ戻るということであってははいけないと思います。理念に基づき現実と向かい合って格闘し、前進させるよい施策を具体化していただきたいというふうに思います。

活動領域拡大の問題は、従来から申し上げているとおり、利用者の視点からは司法アクセス拡充の問題と一体の問題であり、裁判制度などを初めとするいわゆる制度的基盤の拡充の問題とも深く関わります。私自身の弁護士としての経験を振り返っても、今現在、人々がさまざまな問題に直面したときに、本当に法を使い、あるいは司法手続を使って自らの権利自由を守り、あるいはさまざまな利害調整をするというような社会になっているかということ、事態はそう簡単ではないと思います。裁判手続、あるいは弁護士に依頼して自らの権利を守ろうとすることについて、もちろんコストの問題などありますが、しかし、それ以前にさまざまに制度的・社会的な要因から、法を使って権利を実現していくという世界に踏み込むには大きなハードルがあるというのがまだ我が国の社会の実情だと思います。

そうした状況の中で、先ほど、法曹像について、法廷活動かそれ以外の活動かというご指摘もありましたけれども、私から見れば、そのいずれもであって、法廷分野の活動自体もまだまだ整備・拡充する必要があるだろうと思います。行政訴訟の問題については、前にも申し上げましたけれども、司法の行政に対するチェック機能の強化という課題は、司法制度改革審議会意見書の大きな柱でありました。しかし、日本の行政に対する司法のチェック機能強化の仕組みというのは、一定の改善が図られたものの、未だ甚だ弱いままに止まっています。行政との関係で政治主導ということがこの間言われてきましたが、これからの時代における行政と司法の適切なバランスというものを、利用者の視点に立って、今一度、行政訴訟制度の改革なども含めて制度的に考えるべきだと思います。さらに、市民により身近であるべき民事裁判制度についても、法曹人口が大幅に増加したにも関わらず、一般の民事裁判事件は増えていないことをどう考えるべきでしょうか。

その一方で、民事裁判の分野では、新たに創設された労働審判手続の利用が大きく広がったことが目立ちます。なぜなのか。労働審判手続は、比較的使い勝手のよい手続として作られたからだろうと思います。労働審判では、多くの証拠が早期に提出され、労使の審判員も参加して、比較的早い時期に、しかも実効的な解決が図られているという指摘がされています。このように、国民にとって利用しやすく、しかも納得性のある手続というものを、もっと多様に創設または制度整備していくことが、国民が本当に法を使いこなすということの重要な基盤となると思います。法曹人口の着実な増加を図ることは大事だと思いますが、この間法曹人口が大幅に増加したにもかかわらず、決して一般の民事裁判事件が増えなかったのは、なぜなのかということについて、もっと考える必要があるだろうと思います。

そういう意味で、司法制度改革審議会は、司法制度改革について、司法部門が政治部門と並んで我が国社会の公共性を支える重要な柱であるとして位置づけ、21世紀のわが国社会においては、司法の役割の拡大と機能の強化を図ることを目指すのだとし、そして、それを支える法曹人材の充実を図ることとし、これらの諸課題を一体的・総合的に進めるという視点を強調したわけであります。従って、法曹養成問題を語る時に、司法の制度的基盤の整備拡充の問題、あるいは国民的基盤の確立の問題も合わせて、バランスよく、全体の改革作業を一体的、総合的に進めるという観点が極めて大切であり、強調されなければなりません。これを見忘れると、法曹養成制度の検討を行うといっても、養成の枠組みの中だけで空回りをして、出口が見えないということになりかねないのであります。

もとより、法廷実務の分野だけではなく、先ほど鎌田委員が言われたとおりに、さまざまな分野での活動領域の広がりということを私たちも進めていきたいと思っております。しかし、今やその課題は、様々にチャレンジしている人たちが直面している壁をどう払うのかという具体的施策の問題でありまして、理念論だけの議論を越えて、現実につづかっている障害をどう乗り越えるかという具体的施策が求められているのだと思っております。

更に、法曹人口の問題については、各党の意見で出ておりますとおりに、将来目標をどう考えるかはともかくも、現状において、法曹人口増加のテンポについて、これまでの急増から着実な漸増ペースに転換すべきであるという点については、当面の諸改革に伴う制度安定化のために不可欠となっているのではないかと思います。法科大学院については、法曹を志す者に対する基礎的かつ実践的な教育内容の充実と多様性確保の二本柱が重視されるべきであり、当面、全体の適正規模化と教育態勢の充実のための措置をとりつつ、法科大学院本来の趣旨に沿った教育内容の再生を図ること、先ほど国分委員が言われましたとおり、それぞれの法科大学院、あるいはその研究者・実務家を含めた教員態勢の整備充実、その取組の充実が非常に重要であると思っております。更に司法試験と司法修習については、新たな法曹養成制度の下で、従来と異なる新たな位置づけがされているわけですから、それを再確認し、それに見合っ、今一度、それぞれの在り方を見直すということはこの機会に行わなければならないだろうと思います。

更に、専門的な人材の養成という観点からは、それを支える経済問題、この検討会議でも何度も意見が出されましたけれども、専門人材養成のための国の教育支出が、我が国では非常に低い水準にあるということが今日の報道でも報じられています。そういう意味に

において、法科大学院を初めとする専門職大学院に対する経済的支援の充実を図る問題と、それから、国家試験に合格し法曹資格を取得した後の実務トレーニングの段階にある司法修習生の地位と処遇改善の問題は、引き続き、高い質の多様な専門職人材の養成を安定化させる上で、不可欠の問題として位置づけ、今後とも真剣に検討がされるべきだろうと思います。

今後の検討体制では、活動領域問題などで企業を含むそれぞれの分野から幅広く意見を聞くことはもとより、全体として内閣の下で総合的な検討を行い、事態を前進させる措置が講じられるよう進めていかなければなりません。この問題は、それぞれの省庁・関係機関の間のさまざまな調整事項が数多くありますが、そもそも、司法部門の役割拡大、機能強化という今日の目的に照らして、ここに関わる関係各機関、これは弁護士会も含めてですが、各関係機関が、現在の状況を打開するために本当に協力、協働するという新たな責任を負って物事を進めていかなければならないということを、今一度、私自身を含め、関係省庁・関係機関、関係者の方々を含め、自戒を込めて、そういう努力の方向を是非示していかなければならないだろうと思います。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 まず、このように論点が非常に複雑に絡まり合った問題について、また、さまざまな意見があり、場合によっては対極的な考え方が示される中で、ここまで取りまとめをしていただいた座長及び事務局、それと、私を除く委員の方々の御努力に感謝申し上げたいと思います。

私自身は、制度改革の過程において制度設計に携わった者の一人でありまして、制度の立ち上げから今日まで教育現場で教育に当たってきた者ですので、前のフォーラムでもそうでしたけれども、いわばお白洲に引き出された被告人のような思いで皆様の御批判やお叱りをうかがってまいりました。その中には、正直、私どもの方から見ますと必ずしも当たっていないのではないかと、あるいは実情をより良くお分かりいただいた方がよいのではないかと感じた点もありました。それらの点について及ばずながら、御説明してきたつもりではありますが、なお十分、御理解いただけなかったのかもしれない。しかし、皆様からいただいた御批判とかお叱りは、多くのところ、そのとおりと私自身も思っておりますし、制度全体として危機であるということは、御指摘を受けるまでもなく、強く自覚しております。

皆様からいただいた御批判や御指摘を受け、思い切った改革を速やかに行わなければならないというの、おっしゃるとおりだと思いますが、関係者として、まず対内的に申したいのは、関係者、ことに法科大学院関係者がもっともっと深刻かつ真摯に受けとめて、自ら速やかに抜本的な改善を行うようにしていただきたいということです。これまでも随分言ってきたつもりですけれども、まだまだ徹底して、非常に残念な思いでいます。

その上で、国のレベルでも、思い切った策を講じていただくということは望むところでありまして、ただ、田中委員が指摘されたように、事は一国の法曹養成あるいは教育システムに関わることであり、そう短兵急に、一朝一夕に成し遂げ得るものではありません。制度設計をした際も、恐らく大きな反動とか揺れがくるであろう。抵抗する力も働

けば、制度がなかなか順調には定着していかないということもあるかもしれないということは、ある程度、想定ないし覚悟をしていました。その意味で、今回、手を打っていただくときにも、中長期的な視点を忘れないでいただきたい。施策は速やかに思い切って打つべきであるというのはそのとおりですけれども、その際にも、中長期的にこの制度を育てていくという視点で物事を考えていただきたいということをお願いしておきたいと思いません。

もう1点は、法科大学院について批判を受けるべきところが多々あるということは自覚しておりますし、現に、ここ数年来、厳しい御批判を受けてきました。これによって法科大学院が傷ついたことは確かなのですけれども、同時に、弁護士会をはじめ法曹界全体についても、例えば弁護士の就職難とか、収入が下がったとか、あるいはもう人は要らないといったことが、それぞれそれなりに根拠はあるのかもしれないのですが、そういったことが声高に何度も繰り返言われてきたことによって、リーガルプロフェッション全体のイメージといいますか、社会的プレステージや信頼性というものが大きく傷つけられたのではないかと懸念しています。

そういうふうにあげつらうというようなことばかりするのではなく、プラスの方向に持っていくために、鎌田委員がおっしゃるような理念的なものを踏まえながらも、法曹界も法科大学院関係者も協働して、具体的な方策を打っていく。それによって好循環に持っていくようにすべきだろうと思うのです。今回のまとめで、今後2年の間にいろいろ手を打つべきだと指摘されている事項は、ほとんど対症療法ですので、それを更にプラスに持っていくためには、もっと積極的な施策を出していく必要があるのではないかと思います。私自身も自分のできる範囲でやっていくつもりですので、今後とも御指導いただければと思います。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

ほかに、それでは、橋本オブザーバー、どうぞ。

○橋本オブザーバー 日弁連として一言、皆様に御礼と御挨拶をさせていただきます。国民に役立つ身近な司法、それを支える質、量ともに豊かな法曹を養成するという課題は、私たち弁護士自身にとりましても、良き後継者の育成という非常に重要な課題でもございました。オブザーバーという立場でございましたが、しばしば、問題提起などの形で御発言をさせていただきましたのもそのような趣旨でございまして、御理解をお願いできればと思います。この制度改革に関しまして、検討会議の委員をはじめとする関係者の皆様が長時間にわたり、真摯な議論をしていただいたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

この検討会議での議論を通じまして、さまざまな意見の対立はございましたけれども、国が積極的に関与して、職域拡大を目指す必要があるということ、法曹を目指すものの時間的、経済的、心理的な負担感を軽減することを含めまして、法曹を目指して悔いはなかったと評価される養成制度とする必要があることなどが、関係者間に共通の認識として確認されたということは、大変ありがたいことだと思っております。その意味でも今回の提言で決定された事項の立法化・施策化は、是非とも迅速に進める必要があると考えています。

他方、今回の提言ではかなりの数の重要な検討事項が残されております。法曹有資格者

の活動領域拡大の具体的な実現方策、法曹人口の今後の在り方の具体的な検討、法科大学院の組織見直しの強力な推進、修習制度の在り方の検討と、これに関連する経済的支援のさらなる充実、司法試験や予備試験の在り方の検討等々を挙げることができますけれども、省庁横断的な課題を含んでいることもございまして、今回の提言にもございまして、実行力ある強力な組織の下で、スピード感を持って具体策を取りまとめて、その実現を図る必要があると思います。本日の後藤副大臣のお言葉もその趣旨であったと思います。また、地方・夜間開講の法科大学院に対する配慮なども、忘れてはならない検討事項と考えております。その意味で課題は山積しておりますが、急速に展開する問題状況に鑑みますと、実際には検討のために残されている時間は、余り多くないのではないかと感じているところでございます。

日弁連といたしましては、新たな検討体制に積極的に協力いたしまして、法曹を目指してよかったと感じられる、人が集まり、人を引きつけることができるような、より良い法曹養成制度の早期の実現を目指して、引き続き、尽力する所存でございます。今後とも皆様の御支援と御鞭撻をお願いできればと思います。ありがとうございました。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

一当たり、皆さんから御発言をいただきまして、おっしゃりたいお気持ちというものを次々とお伺いすることができまして、誠にありがとうございました。座長として非常にすばらしいメンバーの方々には恵まれたことに対して、心から御礼を申し上げたいと思います。

いろいろ、見方はございますけれど、このように更地に制度をつくるのではなくて、一度、具合が悪くなったのを受けとめるというのは大変難しいものであると思います。これは萩原さんのような経営者の方に言わせれば、別に珍しいことでも何でもなし、とおっしゃるだろうと思いますが、正直に申し上げて、恐らく皆さん、それなりに悪戦苦闘された面があったのかなと、私自身も含めて、そんな感想を持っているところであります。私は座長として誠に微力でございますが、その意味では大変皆さんに御迷惑あるいは御心配をおかけしたことに、反省をしているところでございます。

最後、結局、これは久保委員がおっしゃられた言葉かもしれませんが、要するにどういうふうに戦略的に我々の会議のポジションを考えるかであります。これは主観的なものもありますが、できれば、そこでひとつ踏みとどまって新しい展望を切り開く契機になれば、この委員会のメンバーとして参加させていただいた者としては、一番うれしいなというふうに考えるわけでございます。

事務局といろいろやりとりをしている中で、最後、私からお願いを申し上げたのは、必ず関係者の協力関係というのを書いてくれという点でした、おまえがどうだ、あれがどうだこうだという話をして、みんな転落していくというのはこれ以上勘弁してほしいなという気持ちが私にはあり、その点を申し上げました。

意見の違いはあるし、いろんな立場の違いはあるということは、そのとおりだと思うんですが、しかし、考えてみれば言わずもがなのことを言ったり、それから、言い立てたりしながら、関係者がお互いに、消耗戦をやってきたということもあったのかもしれない。そういう余力というか、ぜいたくというか、そういうものをこの報告書を機会に少しすっぱり切り落としていただき、そこで一段落してちょっとリバウンドというとまた古いのに

戻るのかとまた言われるから言いませんけれども、一息つくすき間をつくるためにも、まずは、協力しないと拠点ができない、固まらない。このようなことが、この報告書をつくりながら、あるいは拝読しながら、あるいは検討しながら最後に思い浮かんだ点でございまして、国分委員からの例の医学関係の協力の話を、重く受けとめさせていただきました。それは大変苦しいプロセスがいろいろあった上での重い言葉だというふうに受けとめ、その意味では、まだまだ、法曹関係はこなさなければいけない、まだまだ頑張らなければいかん課題を抱えている一つの例かなというふうに思いました。それぞれが更に努力するというだけではまた同じことが始まるということですから、一体的なものとか、それから、迅速にとかいう御指摘もいただきました。それはそのとおりでありますけれども、更に緊密な協力関係の下でというのを忘れないで御努力いただくということが、恐らく皆さん方の御意見のもう一つのポイントかなというふうに思ったところでございます。

そんなことを最後に申し上げまして、今後、設けられます新たな検討体制の下におきましては、本日、皆様から最後にお述べいただきました非常に率直かつ具体的な御意見を参考にしながら、検討を進めていただくよう祈念しているところでございます。先ほど後藤副大臣からも御発言がございました。政務の方にもっと言っていただくとよかったんですけども、もうお帰りになってしまいました。特に財務副大臣には何か言っていただくとよかったのかもしれませんが、お帰りになってしまいましたので、もし、よろしければ、これで法曹養成制度検討会議を終了させていただきたいと思っております。

改めて皆さんの活発な御議論と御協力に対して、座長として心から御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

—了—